

2025年（令和7年）8月26日

藤沢市教育委員会 御中

藤沢市情報公開審査会  
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2025年（令和7年）3月13日付けで諮問された、「2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音」（以下「本件録音データ」という。）の行政文書公開請求に対し、藤沢市教育委員会（以下「実施機関」という。）が2024年（令和6年）9月2日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は、妥当である。

2 事実

- （1） 審査請求人は、2024年（令和6年）8月16日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- （2） 実施機関は、審査請求人に対し同年9月2日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり、公開することができない理由を付して審査請求人に通知した。  
〈公開することができない理由〉

当該会議については全文筆記による会議録を公開することにより、透明性の担保を図っているところですが、当方による録音データの取得及び保有はしておらず、不存在であるため。

なお、会議中にICレコーダーによる録音を行っているのは、会議録作成

を請け負っている速記事務所によるものであり、当該速記事務所からの納品物は会議録に係る Word データのみであることを申し添えます。

- (3) 審査請求人は、同年 1 月 25 日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、2025 年（令和 7 年）3 月 13 日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第 18 条第 1 項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

- (2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 本件録音データは教育委員会会議を録音したものであり、録音目的は、同会議の議事録（会議録）を正確に作成するためであると考えられる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 14 条 9 項は「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」と定め、藤沢市教育委員会会議規則（以下「会議規則」という）」14 条 2 項は、議事録の作成につき、「会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名するものにこれを作成させる。」と定めている。

会議録作成を速記事務所に請け負わせることが上記会議規則に反しないというためには、速記事務所の作成するものは下書き・案のたぐいであって、会議録の「作成者」は、あくまで教育長から指名を受けた教育委員会事務局職員である、ということが必要である。

会議録の作成者たる事務局職員が、本件録音データを取得も保有もしていない、ということは不合理である。

イ 会議規則第 6 条及び第 17 条により、会議録の確定には委員による承認の手続きが予定されており、委員が異議を述べたときは、会議に諮って決定するものとされている。会議録の正確性等につき、委員から異議・疑義が発せられた場合に、録音データを教育委員会会議に提示し、審議の参考とすることが予定されているはずであり、教育委員会事務局が本件録音データを取得及び保有していないということは不合理である。

ウ 他自治体の答申例を鑑みると、仮に本件録音データを取得及び保有していないのが事実であるとしても、情報公開請求の対象となる「行政文書」として取り扱われるべきである。

エ 教育委員会会議は、会議録の作成が地方教育行政の組織及び運営に関する法律により義務付けられ、藤沢市においては会議規則上、教育長の指名した事務局職員が作成するものとされている。会議録の作成をもっぱら速記業者任せにすることは許されず、下案を速記業者に作成させるとしても、事務局職員がその正確性に責任を持たなければならない。

そのためには、会議録（案）の納品とともに録音データを提出させることが当然必要であり、したがって、実施機関は速記業者から本件録音データを取得したうえで審査請求人に開示すべきであると考ええる。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された弁明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

##### （１） 本件処分を行った理由

本件請求内容である「２０２４年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（８月２日）の録音」については、取得及び保有はしておらず、不存在であるため。

##### （２） 審査請求の理由に対する弁明

ア 教育委員会会議の会議録の具体的な作成手順としては、教育委員会事務局職員（以下「事務局職員」という。）が書記として会議へ出席するとともに、会議録の作成の一部を事業者（以下「本件事業者」という。）に依頼している。会議当日は、本件事業者が派遣した速記士が同席のうえ記録を取り、それを補完するために事業者が所有するＩＣレコーダーにより録音をしている。おおむね２週間程度で Word 文書による電子データ（以下「文書データ」という。）が電子メールにより納品される。納品された文書データは、必要に応じて、事務局職員における発言者氏名の補記等の調整を行う。その後、当該教育委員会会議の全出席者（傍聴人を除く。）に確認を受け、修正の必要があれば、事務局職員が修正等を行い、次の教育委員会会議で承認を受けて、教育委員２人の署名を経て会議録として確定している。

イ 速記士の派遣及び会議録の作成業務に係る本件事業者からの成果物は、会議録を文書データで納品することとして予算措置しており、予算の範囲内で業務を発注している。

ウ したがって、２０２４年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（８月２日）の録音は、取得及び保有はしておらず、不存在である。

## ５ 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

### （１） 本件請求について

本件請求は、「２０２４年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（８月２日）の録音」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

### （２） 本件処分について

実施機関は、２事実（２）に記載の理由から、本件処分を行った。

### （３） 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるというものである。

### （４） 対象文書の保有の有無について

ア 実施機関に聞き取り調査を行ったところ、当該会議が開催された際には、実施機関としては会議内容の録音を行っていない。また、会議録の作成に当たっては、その一部を速記事業者に依頼しており、本件事業者が派遣した速記士が同席のうえ記録を取り、それを補完するために事業者が所有するＩＣレコーダーにより録音をしている。本件依頼内容は、Word 文書による電子データの納品としており、録音データは納品物に含まれておらず、本件事業者から実施機関には納品されていないため、対象文書を取得しておらず不存在であるとして本件処分を行ったとのことであった。

イ 藤沢市では事業者に業務を依頼する際に、１００万円以下の手数料に係るものは見積書により契約を行い請求書に基づき契約金額を支払う事務手続きを行えることとしており、本件依頼においても契約書及び仕様書を取り交わすことなく支払い事務を行っている。このため、録音データの納品に関して特段の取り決めは行われていないものである。

ウ 実施機関への聞き取りを踏まえ、審査会においても速記事業者に録音データの保有状況の確認を行ったが、実施機関が速記事業者に確認した時点で本件録音データは消去済みであるとのことであった。

なお、当該速記事業者において録音データの取扱いに関する規程は策定されてはいないものの、慣例的に、依頼者へ会議録納品後に一定期間保管した

のち、録音データは消去しているとのことであった。

エ 以上のことから、実施機関が対象文書である録音データを取得しておらず、保有していないと主張していることに不自然な点は認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

ア 藤沢市教育委員会会議規則第14条第2項において「会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名する者にこれを作成させる。」と規定されていることから、実施機関はその内容の真正性の担保に責任を持ち、疑義が生じた場合等において内容を確認できるよう、録音データを実施機関が保有すべきであると考えられる。

イ 本件録音データについては、速記事業者への依頼内容にその納品が定められていなかったとしても、録音された内容は行政情報と言えるものであり、また速記事業者が無断で会議を録音できるものだとは考え難く、事実上、実施機関が、会議録の原稿作成に当たって速記事業者に録音させたものと考えられる。よって、速記事業者のみが録音を行っていたものだとしても、実施機関は、その録音データを取得すべきであった。

ウ 以上のことから、藤沢市教育委員会においては、教育委員会会議の会議録作成業務を速記事業者に依頼する際には、録音データの取得について取り決める等、今後の適正な事務執行に努めることが望まれる。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

| 年 月 日       | 処 理 内 容 等                      |
|-------------|--------------------------------|
| 2024. 8. 19 | 行政文書公開請求受付                     |
| 9. 2        | 行政文書公開拒否決定処分                   |
| 11. 26      | 行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理        |
| 12. 16      | 実施機関から審査庁へ弁明書の提出               |
| 2025. 1. 27 | 審査請求人から審査庁へ反論書の提出              |
| 3. 9        | 審査請求人から審査庁へ口頭意見陳述意向確認書の提出      |
| 3. 13       | 審査庁から審査会へ諮問書の提出                |
| 4. 7        | 審査請求人から審査会へ口頭意見陳述意向確認書及び意見書の提出 |
| 5. 26       | 実施機関に対する聞き取り調査<br>審議           |
| 6. 23       | 審議                             |
| 7. 28       | 審議                             |
| 8. 26       | 答申                             |

第20期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2024年2月1日～2026年1月31日)

| 氏 名      | 役 職 名 等           |
|----------|-------------------|
| ◎ 金井 恵里可 | 文教大学国際学部教授        |
| ○ 河合 秀樹  | 弁護士               |
| 田中 美和    | 玉川大学経営学部国際経営学科准教授 |
| 中畠 慶子    | 弁護士               |
| 飛弾野 理    | 弁護士               |

◎会長      ○職務代理者